

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算について

日頃より介護保険制度の円滑な事業運営に御協力賜り、心よりお礼申し上げます。
各事業所様におかれましては、お手数ですが、必ず御確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 掲載場所

西東京市Web トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者の方はこちら > 介護保険事業者向け情報（共通） > 介護職員等を対象とする処遇改善加算等について

https://www.city.nishitokyo.lg.jp/kenko_hukusi/kaigo/jigyousyamuke_jyuhou/jigyosha/kaigosvokuinsyoguukaizen.html

2 （要確認）令和 8 年度（期間：4, 5 月）の介護職員等処遇改善加算について

西東京市地域密着型サービス、西東京市介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の指定を受けている事業所で、令和 8 年度（期間：4, 5 月）に介護職員等処遇改善加算を取得する事業者（法人）は、処遇改善加算計画書の提出が必要です。

<提出書類等について> ※詳細は別紙フロー図

- ① 新規取得や区分変更がある場合 ⇒ 計画書と体制届(加算届)の提出が必要です。(HP 参照)
- ② 区分変更がなく 4, 5 月に取得する場合 ⇒ 計画書のみ提出が必要です。

■**提出期限：令和 8 年 4 月 15 日（水）** ※①②同様

※事業者（法人）内で、令和 8 年 6 月に処遇改善が新設されるサービス（居宅介護支援・介護予防支援）事業所も有する事業者につきましても、4 月 15 日が期限となります。

3 （要確認）令和 8 年度（期間：6 月以降）の介護職員等処遇改善加算について

事業者（法人）内で、**令和 8 年 6 月に処遇改善が新設されるサービス（居宅介護支援・介護予防支援）事業所のみを有する事業者で、令和 8 年度（期間：6 月以降）に介護職員等処遇改善加算を取得する事業者は、処遇改善加算計画書と体制届(加算届)の提出が必要です。**

<提出書類等について> ※詳細は別紙フロー図

計画書と体制届(加算届)の提出が必要です。(HP 参照)

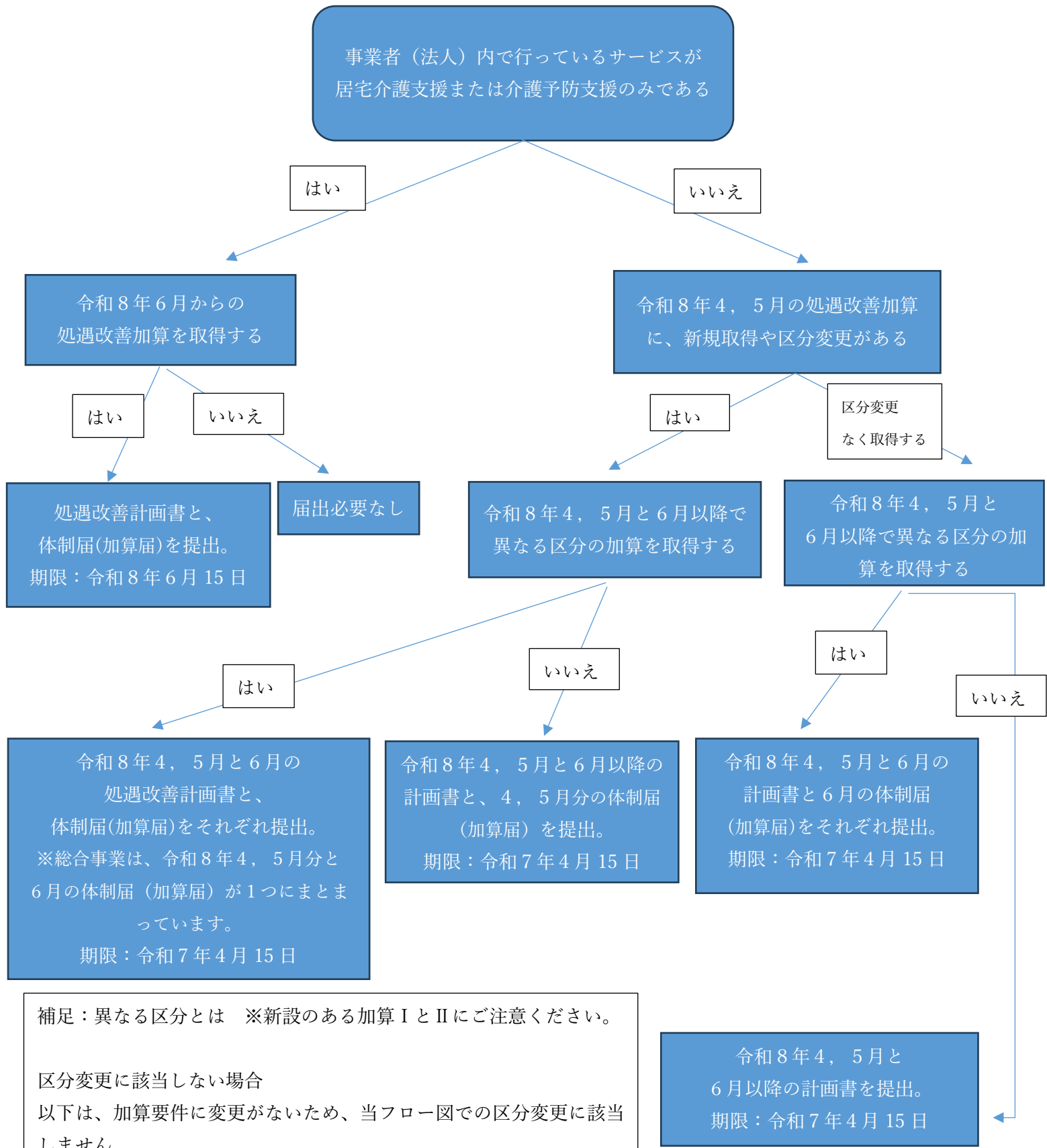
■**提出期限：令和 8 年 6 月 15 日（月）**

～問い合わせ～

西東京市 健康福祉部高齢者支援課 介護事業者係

電話 042-420-2815（直通） FAX 042-420-2894

Mail f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp



補足：異なる区分とは ※新設のある加算ⅠとⅡにご注意ください。

区分変更該当しない場合
 以下は、加算要件に変更がないため、当フロー図での区分変更該当しません。

加算Ⅰ → 加算Ⅰイ
 加算Ⅱ → 加算Ⅱイ
 加算Ⅲ → 加算Ⅲ
 加算Ⅳ → 加算Ⅳ

令和8年4、5月と
6月以降の計画書を提出。
期限：令和7年4月15日